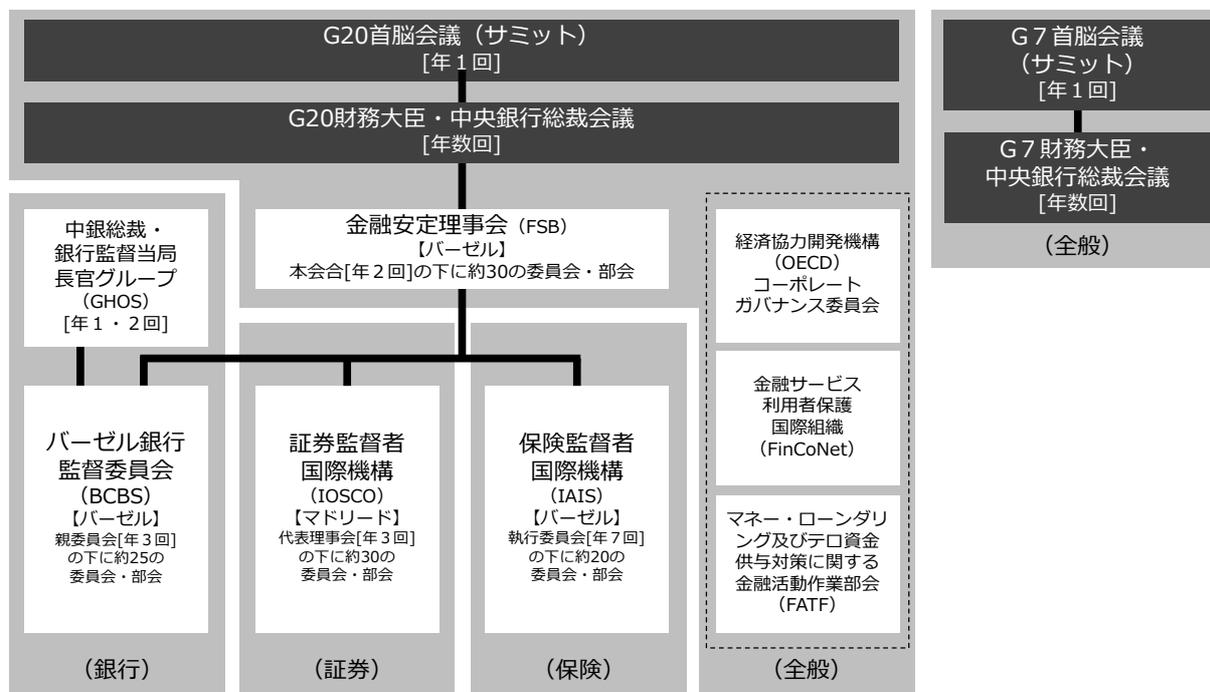


第19章 金融に関する国際的な議論

「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20や、FSBをはじめとする国際的な基準設定主体において金融庁は、金融規制監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア			欧州			中東・アフリカ					
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○	
米州			ルクセンブルク				○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行 (BIS)		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○	○	国際通貨基金 (IMF)		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB)	○	○	○	世界銀行 (WB)		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB) 監督委員会			○	経済協力開発機構 (OECD)		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合 (EU)	○						

(※1) G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) FSBのウェブサイトによれば、ロシア当局は2022年6月現在、FSBの会合に参加しないことで合意している。

(※3) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

(※4) バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) につき、欧州委員会 (EC)、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF) はオブザーバーとして参加。

第1節 G7

I 沿革

1986年の東京サミットにおいて、サミット参加7か国間でインフレなき経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として設立が合意され、1986年9月に第1回G7はワシントンD. C. で開催された。以来、マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論の他、開発、新興市場国等の幅広い政策課題について議論が行われている。2021年は英国、2022年はドイツ、2023年は日本が議長国を務める。なお、2022年6月末時点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により物理会合、バーチャル会合が併用されている。

II 主な議論

金融関連では、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブル・ファイナンス等が主要な議題となっている。

2022年5月に開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、「クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップ」を通じて行われる重要な作業を強調する。この文脈において、我々は、中央銀行デジタル通貨（CBDCs）の機会とインプリケーション、そして将来の決済取引での潜在的な役割を強調する。我々は、2021年10月に合意された、リテールCBDCに関する公共政策上の原則を想起し、いかなるCBDCも、透明性、法の支配、健全な経済ガバナンス、サイバーセキュリティ、データ保護に基づくべきであると再確認する。我々は、CBDCを探求する各法域に対して、CBDCの国際的側面、特にクロスボーダーでの使用について、検討することを奨励する。クロスボーダー機能を備えるCBDCは、イノベーションを促進し、より効率的な国際決済に対する利用者の需要に応じるための新たな道を切り開く可能性がありうる。しかし、国際通貨金融システムへのいかなる負の波及効果も理解し、最小化するために、継続的な国際協力が重要になる。
- G7は、全ての形態の暗号資産から生じる金融安定リスクを監視し、対処するための金融安定理事会（FSB）の作業を支持し、クロスボーダー決済を含め、暗号資産の利用に関連した規制上の問題に対処するためのグローバルな協力の強化を歓迎する。最近の暗号資産市場の混乱に鑑み、G7は、FSBに対し、国際的な基準設定主体との緊密な協調の下、ステーブルコインを含む暗号資産にその他の金融システムと同じ基準を遵守させるため、暗号資産の発行者及びサービス提供者に係る一貫性のある包括的な規制の迅速な策定と実施を推進することを強く求める。特に、G7は、金融活動作業部会（FATF）の「トラベル・ルール」や、例えばステーブルコイン裏付け資産に関する、開示の強化及び規制上の報告の迅速な実施を求める。

我々は、いかなるグローバル・ステーブルコインのプロジェクトも、適切な設計と適用基準の遵守を通じて法律・規制・監督上の要件に十分に対応するまではサービスを開始すべきではないことを再確認する。G7は、同じ活動・同じリス

クには同じ規制を適用するとの原則に従った、グローバル・ステーブルコインに対する高い規制基準に引き続きコミットしている。

- G7の中央銀行は、気候リスクとその側面を、自らのマクロ経済分析及びモデルのツールキットに統合することへの協力を強化することにコミットする。我々は、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク及び気候変動対策に取り組む財務大臣連合による気候関連マクロ経済シナリオと自然関連財務リスクにおける、更なる取組を支持する。
- G7は、持続可能性とネット・ゼロに向けた道筋に沿った経済全体の移行を促進するための民間部門の資金の動員において、金融市場の強靱性が鍵となることを強調する。我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」及び「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会ロードマップ」の実施を支持することに引き続きコミットし、その他の国際的な基準設定主体の関連作業を歓迎する。
- G7は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の発足及びサステナビリティ報告基準のグローバルなベースラインに関する作業の進捗を歓迎する。我々は、2022年5月18日のISSBの「グローバルなベースラインへの道筋」声明を歓迎し、全ての関係するステークホルダーに対し、現在行われている基準案に関する市中協議への参加を呼び掛ける。我々は、ISSB、国及び地域の基準設定主体並びにその他の報告イニシアティブに対し、グローバルに実施可能な基準に到達することを目指して、ベースラインの策定プロセスに積極的に協力することを強く求める。ベースラインは、実践的で、柔軟性があり、均衡がとれ、最終的に中小企業にも適しているべきであり、法域が、ベースラインやベースラインに追加するより広範なアプローチを実施することを可能にするべきである。我々は、各国に対し、これらのベースライン基準を使用するための基礎を準備し、又は準備を継続し、報告要件の分断を最小化するため各国・地域の基準とグローバルなベースラインとの相互運用性を確保することを目指し、報告の負担を削減し、利用者が一貫性のあるサステナビリティ情報を入手できるようにすることを奨励する。我々は、ISSBに対し、自然及び社会問題といった、気候以外のサステナビリティ報告基準に関する作業を継続することを奨励する。
- G7は、市場参加者の、透明性と信頼性のある中間目標と行動を伴う移行計画の公表による、2050年までにネット・ゼロを達成するための自発的なコミットメントの策定と、より広範なサステナビリティ目標との整合を歓迎する。我々は、公的部門がこれらのコミットメントの信頼性及び説明責任の強化を支援する方法を引き続き模索する。
- 「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に沿って、G7は、国際機関に対して、入手可能な公的及び企業のサステナビリティ情報へのアクセスを改善するための具体的な措置を取ることを求める。気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークのプロトタイプのような、サステナビリティ情報のソースに関するレポジトリは、恒久的に一般に公開されるべきである。

2022年6月にはG7エルマウ・サミットが開催され、首脳宣言が発出された。金融関連の主な合意事項は以下の通り。

- （前略）我々は、持続可能性、ネット・ゼロ及びネイチャー・ポジティブな結果に向けた経済全体の移行を促進するため、民間部門の資金を動員する強じんな金融市場の重要性を強調する。我々は、G20「サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の実施を支持し、他者に対し、サステナブルなファイナンスを拡大するためにその行動を採用することを求める。我々は、「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会ロードマップ」を支持する。我々は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の立ち上げ及びサステナビリティ報告基準のグローバルなベースラインに関する作業の進捗を歓迎する。我々は、義務的な気候関連財務情報開示を支持し、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の提言に期待する。

第2節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、「国際経済協調の第一のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2021年はイタリア、2022年はインドネシア、2023年はインド、2024年はブラジルが議長国を務める。なお、2022年6月末時点では、新型コロナウイルス感染症の拡大により物理会合、バーチャル会合が併用されている。

II 主な議論

金融関連では、新型コロナウイルス感染症への対応施策の協調や、2020年3月の市場の混乱等を踏まえた金融規制監督上の論点の検討、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブル・ファイナンス、金融包摂等が主要な議題となっている。

2021年7月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、回復を支えるため、優れたコーポレート・ガバナンス及びよく機能する資本市場の重要性を認識する。我々は、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに期待し、OECDに対し、2022年の最初の会合での進捗報告を求める。
- 気候変動は、マクロ経済上の成果、規制対象の金融機関、金融安定に対する物理リスク及び移行リスクの増大をもたらしている。質の高いデータと比較可能な開示枠組は、気候関連財務リスクに対処し、サステナブル・ファイナンスを動員す

る上で不可欠である。我々は、これらのリスクに対処するため取り組むことの重要性に留意する。我々は、10月会合において、サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）の統合レポート、及び当初気候に焦点を当てた複数年にまたがるサステナブル・ファイナンスに関するロードマップについて議論することを期待する。我々は、SFWGの活動に対する、国際機関、金融機関のネットワーク、民間部門の代表による支援を賞賛する。我々は、気候関連金融安定リスクに関するデータの入手可能性についてのFSB報告書を歓迎し、データギャップに対処するために取り組み、金融当局が、適切な場合には共通のシナリオを利用することを含め、シナリオ分析を検討することの重要性を強調する。また、我々は、国際的に一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示の推進に関するFSBの報告書とその勧告を歓迎する。我々は、民間部門の参加の広がりを歓迎するとともに、これらの分野での公共部門の参加と透明性の広がりに留意する。我々は、各法域の状況を考慮しつつ、ベースラインとなるグローバルな報告基準の策定を目指した将来のグローバルな協調の取組への道を開くために、FSBの気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組に基づく開示要件または指針について、国内の規制枠組に沿う形での実施の推進に取り組む。この目的のために、我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体を巻き込むとともに幅広いステークホルダーと協議してベストプラクティスを形成させて、ベースラインとなるグローバルな報告基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、気候変動による金融リスクに対処するためのFSBロードマップを歓迎する。これは生きた文書であり、SFWGが実施する作業を補完するものである。

- 我々の新型コロナウイルス感染症による危機への包括的かつ団結した対応において、我々は、金融セクターが金融安定を維持しながら、回復への適切な支援を提供するよう確保することに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓に関するFSBの中間報告書を歓迎する。(中略)我々は、金融危機後に合意されたG20規制改革の残された要素を完了することを含め、意図しない影響を回避しつつ、これらのギャップに対処することにコミットしており、10月の最終報告書を期待する。我々はまた、銀行セクターや実体経済との相互関連性を含むシステミックな観点から、ノンバンク金融仲介（NBF I）セクターの強靱性を強化することにコミットしている。(中略)我々は、NBF I作業計画における進展を取りまとめるとともに、さらなる政策的検討を要する可能性がある領域を特定することとなる10月のNBF Iに関するFSB進捗報告書を期待する。我々は、マネー・マーケット・ファンドの強靱性を強化するための政策提案に関するFSBの市中協議報告書を歓迎し、国際的なレベルでNBF Iの強靱性向上を確保するために、単一のオプションでは全ての脆弱性に対応できないかもしれないことを認識しつつ、各法域固有の改革及び関連する国際機関による潜在的なフォローアップ作業に情報を提供するための適切な政策オプションを示す10月の最終報告書を期待する。我々は

また、LIBOR移行に関するFSBの進捗報告書を歓迎し、2021年末までにLIBOR指標から適切に頑健な代替指標へ円滑に移行することの重要性を再確認する。

- ▶ 我々は、関係当局における「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」の適時かつ効果的な実施へのコミットメントを再確認する。我々は、コスト、スピード、透明性、アクセスに関する課題に対処するためのグローバルな定量目標を設定し、5月末に開始された市中協議へのフィードバックを考慮し、公的部門・民間部門から行動が求められている行動を強調する、10月に提出される予定のFSB報告書に期待する。(中略) 我々は、いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始すべきでないことを再確認する。
- ▶ 我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップによる2020年金融包摂行動計画の推進の進捗を歓迎するとともに、どちらも10月に予定されている、パンデミック後の世界における新たな及び既存の脆弱性への対処に関するハイレベル・シンポジウムと、個人及び中小零細企業におけるデジタル金融包摂の強化のための政策オプション・メニューに期待する。我々はまた、(中略) 本年後半に発表される「各国送金計画」に期待する。
- ▶ 我々は、それぞれの法域における実質的所有者の透明性及び暗号資産の規制・監督に関するマネーロンダリング、テロ資金供与対策の国際基準の完全な実施にコミットし、強化することを再確認する。

2021年10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- ▶ 我々は、回復を支えるために、優れたコーポレート・ガバナンスの枠組み及びよく機能する資本市場が重要であることを認識し、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに期待する。
- ▶ サステナブル・ファイナンスは、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びパリ協定に沿って、よりグリーンで持続可能な経済と包摂性のある社会への秩序ある公正な移行を促進するために極めて重要である。我々は、サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)が作成した、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認する。当初、気候に焦点を当てたロードマップは、自発的かつ柔軟性のある、複数年にわたる行動指向の文書となっている。ロードマップは、国際機関やパートナーの支援を受け、気候及び持続可能性に関するG20の広範なアジェンダ、SFWGの将来の作業計画、その他関連する国際的なワーク・ストリームに関する情報を提供する。これは、「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会(FSB)ロードマップ」によって補完され、各国の事情を勘案しつつ、サステナブル・ファイナンスの進展しつつある状況と将来に向けたG20の優先事項に対応するように設計されている。我々は、今後数年間のG20メンバーの相互の合意に基づき、生物多様性や自然及び社会問題とい

った追加的課題を含むよう、徐々にG20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップの対象範囲を拡大することの重要性を認識する。(後略)

- ▶ 我々は、金融セクターが、金融安定を維持しながら回復への適切な支援を提供するよう確保することを目的とした、協力的アプローチに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓及び特定した課題に対応するための次のステップの提案に関するFSBの最終報告書に期待する。(中略) 我々は、2020年11月のFSBの作業計画を実施し、2020年3月の市場混乱により明らかになった脆弱性に早急に対処することにより、ノンバンク金融仲介(NBFI)セクターの強靭性を、システム的な観点を持って強化し、中央銀行による異例の介入の必要性を減らすことにコミットしている。第一歩として、我々は、マネー・マーケット・ファンド(MMF)の強靭性を強化するための政策提案に関するFSBの最終報告書を承認する。(中略) 我々は、FSBに対し、証券監督者国際機構(IOSCO)と協働して、2023年末までに、MMFの強靭性を強化するための改革の採用に関する加盟法域の進捗をストックテイクし、続いて2026年までに、各法域が採用した措置の金融安定リスクへの対処における有効性の評価を行うことを求める。我々は、NBFI作業計画全体にわたる発見事項を取りまとめるとともに、NBFIに関するリスク監視の改善及びオープンエンド型ファンドにおける流動性リスクの軽減に向けたものを含め、NBFIの強靭性を強化するために更なる政策行動が必要な分野を特定する、NBFIに関するFSB進捗報告書を期待する。(中略) 我々は、サイバーインシデント報告に関するFSB報告書を歓迎し、この分野における更なる収斂の達成に取り組む。
- ▶ 我々は、「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」の適時かつ効果的な実施へのコミットメントを再確認する。我々は、設定された2021年のマイルストーンに関し報告された進捗を歓迎し、FSBの報告書において2027年までに設定された、コスト、スピード、透明性、アクセスに関する課題に対処するための野心的だが達成可能なグローバルな定量目標を承認する。(中略) 我々はまた、「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視に関するFSBの進捗報告書を歓迎する。(中略) 我々は、各法域に対しFSBのハイレベル勧告の実施を進めることを、基準設定主体に対しFSB勧告を踏まえて基準又は指針を調整するか否かについて評価を完了させることを奨励する。(中略) 我々は、ステーブルコインが移転機能を有し、かつ、当局によりシステム上重要と判断された場合、当該ステーブルコインが全体として、関連するすべての金融市場インフラのための原則を遵守することが期待されるとしている決済・市場インフラ委員会(CPMI)及びIOSCOによる協議報告書を歓迎する。我々はまた、暗号資産及び暗号資産交換業者に関する金融活動作業部会(FATF)基準のグローバルな実施についての今回の12か月レビューを歓迎し、同セクターにおけるリスクベース・アプローチに関する更新版ガイダンスに期待する。今回の12か月レビューによる発見に沿って、我々は、暗号資産に関する改訂版FATF基準の各法域における実施の重要性に留意する。

- ▶ 我々は、中小零細企業（MSMEs）を含め、脆弱で十分なサービスを受けられない社会の層のデジタル金融包摂を強化し、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPI）の取組を前進させ、「G20の2020年金融包摂行動計画」を実施するとのコミットメントを再確認する。我々はそれゆえ、政策立案者にパンデミック後の世界における新たな金融包摂戦略の基礎を築く取組における指針を提供することを目的として、デジタル金融リテラシー及び金融消費者とMSME保護のためのG20政策オプション・メニュー「新型コロナウイルス危機の先のデジタル金融包摂の強化」を承認する。我々は、2022年の「G20/OECD金融消費者保護ハイレベル原則」の見直しを期待する。我々は、「G20送金目標に向けた2021年首脳向け進捗アップデート」を歓迎する。我々は、GPIが国別送金計画の監視を進めるとともに、より詳細なデータを収集することを支持し、送金の流れの継続的な促進及び平均的な送金コストの削減を強く奨励する。

2021年10月に開催されたG20ローマ・サミットにおいては、首脳宣言を発出した。金融関連の主な合意事項は以下の通り。

- ▶（前略）我々は、気候、生物多様性、生態系のための資金の流れには多くの相乗効果があることを強調し、共通便益を最大化するためにこれらの相乗効果を強化する。この観点から、我々は、自然関連の財務情報開示の作業の重要性を認識する。
- ▶ サステナブル・ファイナンスは、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びパリ協定に沿って、よりグリーンで持続可能な経済と包摂性のある社会への秩序ある公正な移行を促進するために極めて重要である。我々は、サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）の設立を歓迎し、また、我々は、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認する。当初気候に焦点を当てたロードマップは、気候及び持続可能性に関するG20の広範なアジェンダに関する情報を提供する、自発的かつ柔軟性のある、複数年にわたる行動指向の文書である。我々は、今後数年間のG20メンバーの相互の合意に基づき、生物多様性、自然及び社会問題といった追加的課題を含むよう、徐々にロードマップの対象範囲を拡大することの重要性を認識する。我々は、SFWGが実施する作業を補完する、気候変動による金融リスクに対処するための金融安定理事会（FSB）ロードマップを歓迎する。我々は、気候関連金融安定リスクに関するデータの入手可能性についてのFSB報告書及び、国際的に一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示の推進に関するFSBの報告書とその勧告を歓迎する。我々はまた、FSB気候関連財務情報開示タスクフォースの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、ベースラインとなるグローバルな報告基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。

2022年2月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- (前略) 我々は、「2022年 G20 サステナブル・ファイナンス報告書」におけるロードマップの優先事項への対応の進捗に関する報告や評価の実施等により、任意で、かつ、柔軟性のある「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」における行動を前進させている。我々は、温室効果ガスの低排出と気候変動に対し強靱な経済への秩序ある、公正で、かつ、負担可能な移行をトランジション・ファイナンスがサポートすることを可能とするための行動をとる。我々は、サステナブル・ファイナンスの市場を拡大するために行動し、開発途上国や中小企業を含む国や企業にとって負担可能な方法によるアクセスを改善する。我々は、持続可能な回復を加速させる上で、公的またはMDB資金とともに民間セクターの役割が増加していることを歓迎し、市場の外部性への対処、低排出技術のコスト削減及びグリーン・トランジションを促進する持続可能な投資への民間資金の参加の動機づけにおける、国際金融機関と公共政策上の手段の重要な役割を、各国固有の事情を考慮しつつ再確認する。
- 我々は、公平な経済回復を確保し、金融安定を維持するためにパンデミックからの潜在的な傷跡化する影響を回避するため、グローバルな金融セクターの強靱性を強化することにコミットする。我々は、金融セクターにおける出口戦略及び傷跡化する効果への対処に関する金融安定理事会(FSB)の作業に期待する。我々は、ノンバンク金融仲介の強靱性をシステム的な観点を持って強化することにコミットするとともに、オープンエンド型ファンドや、米ドルによる資金調達と新興市場経済の脆弱性との相互作用等に関する更なる政策行動の必要性を検討する。我々は、ロードマップの定量目標に対する進捗のモニタリングを含めた「クロスボーダー決済の改善に向けた G20 ロードマップ」の継続的な実施と、「気候関連金融リスクに対処するための FSB ロードマップ」のアクションを前進させる更なる進捗に期待する。
- 我々は、暗号資産市場がもたらすサイバーリスクや規制のギャップ及び裁定の可能性を含め、金融セクターにおける技術革新の急速な発展から生じる、グローバルな金融安定に対する潜在的な恩恵とリスクを、包括的な方法で引き続き評価し、対処する。我々は、急速に進展する暗号資産市場による金融安定リスクに関する FSB の更新された評価を歓迎し、効果的な規制監督がなければ、同市場が、これらの規模、構造的脆弱性及び伝統的な金融システムとの相互連結性の増加により、グローバルな金融安定に対する脅威になりうることに留意する。我々は FSB が、その他の基準設定主体との緊密な協調の下、裏付け資産を持たない暗号資産、ステーブルコイン、分散型金融及びその他形態の暗号資産に対する規制監督上のアプローチについて監視し情報を共有し、また、グローバルな金融安定を維持するための調和された適時の政策行動を提言すること等により、あらゆるギャップや裁定に対処するための作業を加速し、深め、これにより安全なイノベーションのために必要な環境を作ることを奨励する。我々はまた、リスクの進展に照らして、グローバル金融システムにおけるオペレーショナル・レジリエンスに関する効果的な規制慣行と協力を促進する FSB の取組を歓迎する。我々は、「G20 / OECD コーポレート・ガバナンス原則」の見直しの進捗に関するアップデート

ト報告を歓迎する。

- 新型コロナウイルスのパンデミックは、特に女性、若者及び中小零細企業（MSMEs）といった、最も財政的に脆弱で十分なサービスを受けられないグループの不平等を拡大させた。我々は金融包摂のアジェンダを前進させるというコミットメントを再確認し、我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I）が「G20の2020年金融包摂行動計画」に基づき、生産性向上を目標としてデジタル化の恩恵を活用するための金融包摂枠組みを開発し、女性、若者及びMSMEsのための持続可能で包摂性のある経済を育成することを期待する。
- （前略）我々は、2021年10月に公表された、FATFの「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」改訂版を歓迎し、暗号資産及び暗号資産交換業者に係るFATF基準の実施、特に「トラベル・ルール」の実施へのコミットメントを再確認する。（後略）

2022年4月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明は発出しなかった。会議では、世界経済、国際保健、国際金融、脆弱国支援、サステナブルファイナンス等について議論した。

第3節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

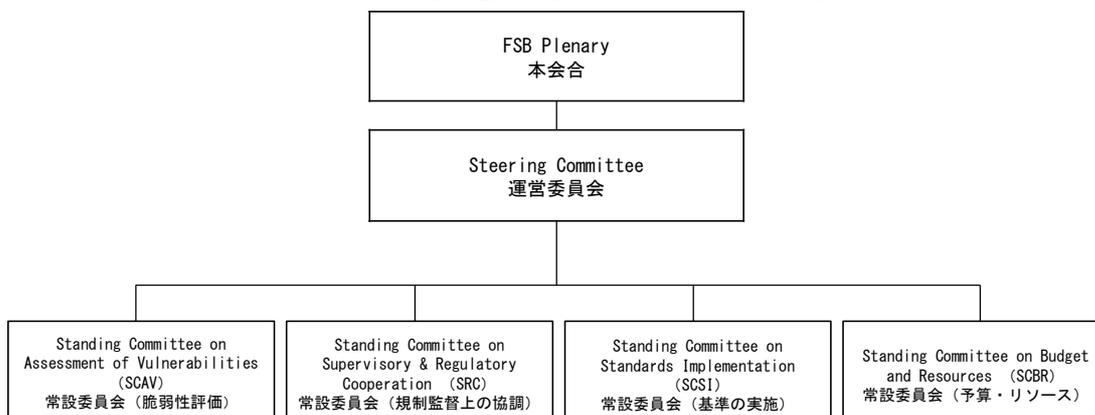
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日から2021年9月末まで、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の議長は金融庁の水見野良三前長官が務めていた。

金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCGs：Regional Consultation Groups）を設置している。

FSBは、スイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めており、2021年7月には「金融安定に対する気候関連リスクをモニタリング・評価するためのデータの入手可能性に関する報告書」を公表した。また、2021年2月より、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC: Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に関する作業を開始し、2021年7月に「気候関連開示の推進に関する報告書」、2022年4月に「気候関連リスクに対する規制・監督手法：中間報告書」を公表した。

2021年7月には、こうしたFSBの取組みや、各基準設定主体・IFRS財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組み及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の4つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するためのFSBロードマップ」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

2. 金融技術革新

[ステーブルコイン]

FSBは、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」について、2020年10月に規制・監督等に係る10の提言を含む「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告」を公表した。その後、FSBは、各法域での10の提言の実施状況を評価し、2021年10月に「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—金融安定理事会のハイレベルな勧告の実施に係る進捗報告書」を公表した。当該提言については、2022年1月以降、2023年7月までの見直し等に向けた検討が進められている。

[暗号資産]

暗号資産が金融安定へもたらすリスクについて、FSBは、2022年2月に「暗号資産の金融安定に対するリスクの評価」を公表した。2022年は、裏付け資産を持たない暗号資産に関する規制監督上のアプローチの検討及び分散型金融が金融安定へもたらすリスクについて分析が進められている。

3. クロスボーダー送金の改善

FSBは、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2021年10月に「クロスボーダー送金の4つの課題の対処に向けた目標の最終報告書」を公表した。同時に、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：第1回統合進捗報告書」

を公表した。

4. サイバー

F S Bは、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2020年10月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」を公表、その後S R C傘下の作業部会でサイバー事象の監督当局への報告制度について金融セクター間や法域間での分断に着目したストックテイクを実施した。F S Bは、ストックテイクの結果を2021年10月に「サイバーインシデント報告-既存のアプローチとより広い範囲での収斂に向けた今後のステップ」として公表するとともに、サイバー事象報告の分断の改善に向けて作業を継続することを決定した。

また、F S Bは、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021年6月に公表した「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」に引き続き、金融機関によるクリティカル・サービス・プロバイダーへの依拠に関する監督上の期待及び関連する定義・用語法の統一に関する取組みをアジェンダとして取り上げる予定である。

5. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G : Resolution Steering Group）を中心に、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められており、各国の事例を共有する観点から、2021年11月に「危機管理グループの好事例集」、同年12月に「ベイルイン実行の実務に関する事例集」を公表した。保険セクターや金融市場インフラ（F M I）についても、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。保険セクターについては、2022年1月に「保険会社の破綻時の資金調達」及び「保険会社のグループ内部の相互関連性」と題するプラクティスペーパーを公表し、F M Iセクターについては、2022年3月に「C C Pの破綻処理財源に関する報告書」を公表した。

第4節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年2月に第1回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北米：米国、カナダ

中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

II 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は2020年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（PSG：Policy and Standards Group）、監督協力部会（SCG：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（RVG：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（BCG：Basel Consultative Group）の4つのレベル2部会や、規制評価タスクフォース（TFE：Task Force on Evaluations）、気候関連金融リスクタスクフォース（TCFR：Task Force on Climate-related Financial Risks）などが設置された。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマנדートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



III 主な議論

1. バーゼルⅢ（国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等）の実施

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは2022年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020年3月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を1年間延期（2023年から実施）することが合意された。

また、GHOSは、2022年2月9日の声明において、国際的に活動する銀行に対して規制面での公平な競争環境を提供するために、バーゼルⅢのすべての要素が完全、適時かつ整合的に実施されることを確保する重要性を強調し、これらの基準を可能な限り早期に実施することへの期待を一致して再確認した旨を公表した。

2. 気候関連金融リスク

2020年2月に気候関連金融リスクタスクフォースを設置し、同年4月に各国当局の取組状況を取りまとめたレポートを公表した。2021年4月には、「気候関連金融リスクの波及経路」及び「気候関連金融リスクの計測手法」と題する分析報告書を公表した。「気候関連金融リスクの波及経路」は、気候関連金融リスクがどのように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかについて分析しており、「気候関連金融リスクの計測手法」は、気候関連金融リスクの計測における課題と、銀行及び各国当局の計測手法の実務の現状についてまとめている。

その後、BCBSは、これらの文書を踏まえて規制、監督、開示のそれぞれの観点から調査・検討を行っている。その一環として、2021年11月に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」の市中協議を実施し、2022年

6月に最終版を公表した。

3. 暗号資産

バーゼル委員会は、2021年6月、暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシヤルな取扱いについて市中協議文書を公表した。市中協議文書では、暗号資産を伝統的資産にリンクするものとして設計され規制・監督に服しているものとそれ以外に分け、後者については保守的な取扱いとしている。

バーゼル委では、市中協議に寄せられた意見について検討し、第2次市中協議文書の公表に向けた作業を進めている。第2次市中協議の結果を踏まえ、2022年末頃に暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシヤルな取扱いを最終化する予定である。

4. オペレーショナル・レジリエンス及びオペレーショナル・リスク

バーゼル委員会は、2020年8月より実施されていた市中協議の結果を踏まえ、3月31日、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」と題する最終文書を公表。

両文書の着眼点の一つであるサイバー事象への対応について、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、サイバーセキュリティ面での脅威（ランサムウェア攻撃など）が高まり、銀行の安全性及び健全性にとってリスクとなっていることを踏まえ、2021年9月に、「サイバーセキュリティに関するニュースレター」を公表。

また、バーゼル委は民間セクター及び監督当局と、サードパーティ及びフォースパーティリスク、集中リスクの管理について意見交換を実施し、その中で得られた気づきについて、2022年3月に、「サードパーティ及びフォースパーティリスク管理と集中リスクに関するニュースレター」として公表した。

5. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs: Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施）。

G-SIBsの選定手法は、当初3年ごとに見直すこととされており、この3年ごとの見直しの結果として、2018年7月に公表された改訂版選定手法が、新型

コロナウイルス感染症の影響を踏まえた1年後ろ倒しを経て、2022年のG-SIB選定から適用開始されている。なお、評価手法の改訂については、2021年に定期的な見直しが廃止され、既存の枠組みの目的に対する意図せざる重大な影響や重大な欠陥が確認された場合にのみ、手法の改訂を検討することとなった。また、2021年11月に、欧州銀行同盟（E B U）の進展を踏まえ、E B U域内の国境を越えたエクスポージャーの取扱いについてのレビューが開始された。この結果、評価手法の改訂は行わないものの、E B U域内に本社を置くG-SIBsについて、一定の計算方法に基づき、監督上の判断により追加的資本上乗せを調整することを認めることが合意された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国・地域。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的開催されており、銀行監督分野の実務家によって構成される銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。



第5節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて233機関（2022年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2021年は11月にリスボン（ポルトガル）で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ビデオ会議形式で開催された。また、2022年10月にはマラケシュ（モロッコ）にて対面で開催。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

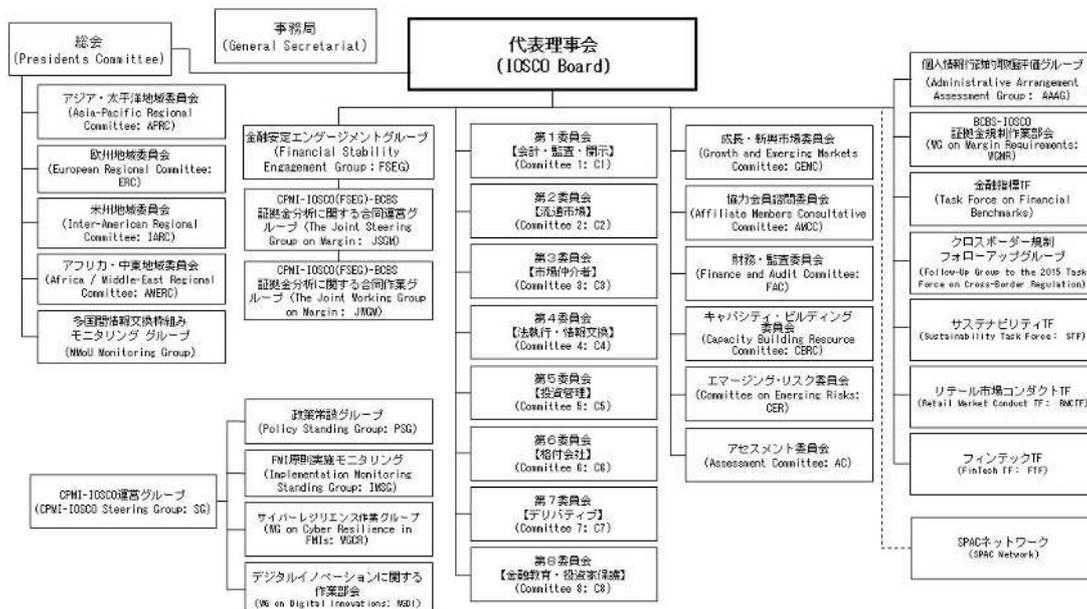
IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（IOSCO・MMoU）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までに全てのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、金融庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

II 組織

証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

(2022年6月時点)



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。

代表理事会は、金融庁を含む33当局（2022年6月現在）で構成されている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の33当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会（APRC: Asia-Pacific Regional Committee）に属している。同委員会は、原則年2回対面会合が開催されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年以降は概ね2～3か月に1回、全

てビデオ会議形式で開催されている。議長は 2021 年 9 月までは森田金融国際審議官（当時）が務め、2021 年 10 月から 2022 年 10 月までは長岡審議官が務めている。

現在、APRCでは特に、監督協力の強化、暗号資産・DeFi及びサステナブル・ファイナンスなどの課題について精力的に議論している。また、例年、市場分断への対応として、欧州当局との対話の場を持っているほか、アジア証券業金融市場協会を招いた議論を実施している。

Ⅲ 主な議論

1. 概要

IOSCOは、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（IOSCO・MMoUの推進等）に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む 2021-2022 作業計画には以下が含まれている。①NBF Iに関する金融安定・システミックリスク、②新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより悪化したリスク（ミスコンダクト・リスク、オペレーショナル・レジリエンス、不正）、③サステナブルファイナンス、④パッシブ投資及びインデックス・プロバイダー、⑤証券及びデリバティブ市場における市場分断、⑥暗号資産（ステーブルコイン含む）、⑦人工知能及び機械学習、⑧リテール販売とデジタル化。本作業計画は、IOSCO全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて2年に一度改定されることとなっている。

IOSCOには、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた8の政策委員会（Committee 1～8）や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。なお、2020年3月、代表理事会直下にFSBと緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」（FSEG）が設置され、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う市場の混乱に関してFSBと連携して行う作業はFSEGを中心に対応している。現在、ウクライナ情勢との関連で生じた金融安定上の懸念など、その他の重要な政策課題への対応に関してもFSBと連携する重要な会議体となっている。

現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、FSEGを含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ISA）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee 1の議長を務めている（2020年9月の議長選で再任、再任後の任期は2022年11月までの2年）。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2021年10月には「外部委託に関する原則」を更新し、2022年1月にはCOVID-19パンデミック発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンスに関して得られた教訓について情報を集めることを目的とする市中協議文書 (Committee 3 と共同)、2022年4月には株式流通市場におけるマーケットデータの論点と考慮事項に関する報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2021年9月に、「人工知能及び機械学習を利用する市場仲介者及び資産運用会社向けのガイダンス」と題する最終報告書を公表した (Committee 5 と共同)。2022年1月に、COVID-19パンデミック発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンスに関して得られた教訓について情報を集めることを目的とする市中協議文書を公表した (Committee 2 と共同)。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。

2022年1月、「リテール販売・デジタル化に関する報告書」に係る市中協議文書を公表した (Committee 3 と共同)。

また、Committee 4 と同時に開催される審査グループ (Screening Group) 会合において、IOSCO・MMoU及び強化されたMMoU (Enhanced MMoU : EMMoU)への署名審査及び署名促進のための方策等に関し検討を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連する課題については、FSEGと連携しながら検討を行っている。2021年9月には、「人工知能及び機械学習を利用する市場仲介者及び資産運用会社向けのガイダンス」と題する最終報告書を公表した (Committee 3 と共同)。2022年1月には、「投資ファンド統計報告書」と題する2020年の投資ファンド業界のグローバルなトレンド

を分析した年次報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共有や検討を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、金融庁も例年参加している。2021年は、コロナの状況を踏まえ、10月にオンライン及び対面でイベントを開催した。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。CERは、IOSCO内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook は、代表理事会が今後IOSCOとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。現在、2018年にIOSCOにおいて策定されたファンドの流動性リスク管理に関する提言の実施状況に関するレビュー等を進めている。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年、2022年改定）、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年、2020年、2021年、英国のEU離脱に伴い英国との更新された覚書が発効）、米国CFTCとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）、イタリア国家証券委員会（CONSOB）及びイタリア中央銀行（BOI）とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名（2020年）をそれぞれ行った。2021年8月には、英国金融行為規制機構（FCA）との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

13. 多国間情報交換枠組み

12.の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、複数当局間の情報交換枠組みであるIOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2022年6月現在、126の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2022年6月現在、22の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／GDPR）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（金融庁も起草チームに参加）。金融庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課

題・懸念等について定期的な協議を行う機関としてMMoUモニタリング・グループが設置されており、2020年8月から長岡審議官が議長を務めている（任期は2022年10月のIOSCO年次総会まで）。

（注）長岡MMoUモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任している。

14. サステナブル・ファイナンスに関するタスクフォース

IOSCOは、サステナブルファイナンスに関する取組みを強化すべく2020年6月にタスクフォースを設置。同タスクフォースでは3つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、グリーンウォッシングと投資家保護、ESG格付け及びデータ提供者）が設置され、当庁の池田CSFOが第3作業部会（ESG格付け及びデータ提供者）の共同リーダーを務めた。2021年6月には、第1作業部会（企業のサステナビリティ開示）が報告書を公表した他、2021年11月のCOP26に合わせて、第2作業部会（グリーンウォッシングと投資家保護）及び第3作業部会（ESG格付け及びデータ提供者）がそれぞれ提言を公表した。

さらに、2022年3月からはこれまでの体制を再編成し、新たな3つの作業部会（企業報告、業界及び監督上のグッドプラクティスの推進、カーボン市場）を設置して作業を行っている。

15. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

IOSCOは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するために各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野に、タスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、短期的な成果物として、新型コロナウイルス感染症の環境下で生じた問題事例に関するケーススタディを集めたレポジトリ及び当該ケーススタディを取りまとめた報告書を作成し、2020年12月に公表した。

また、同報告書とIOSCOが2021年に実施した包括的調査を基に、規制ツールキットの開発に関する課題について、広範なステークホルダーからのフィードバックを求め、2022年3月に市中協議を実施した。

今後、市中協議やこれまでの議論を基に最終報告書の公表を予定している。

16. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、IOSCOは、2019年1月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より金融庁職員が共同議長を務めており、2021年10月からは長岡審議官が共同議長を務めている。同グループは「市場の分断」に関する報告書を2019年にG20へ提出した上で同報告書で特定した作業を実施した。

2022年1月にはグローバルに活動する企業グループを効果的に監督するために各国当局が共同で設立・運営するグローバル監督カレッジについて、その活用の好事例に関する報告書を公表した。また、AMCC及び各地域委員会は、毎年、市場分断に関する議論を行いその結果を代表理事会に報告することとなっている。

17. フィンテックに関する取組み

IOSCOは、2022年3月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワーク（ICOネットワークとフィンテックネットワーク）を代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。暗号資産やステーブルコイン、DeFiについて、投資家保護や市場の公正性の観点から課題とそれへの対処について検討している。

18. SPAC（特別買収目的会社）に関する取組み

IOSCOは、2021年6月、米国を中心としたSPAC上場の増加及び投資家保護上のリスク等への懸念の高まりを踏まえ、各国当局間でSPAC上場を巡る状況や規制の動向に関する情報共有を行うネットワークを設置した。各国の対応状況等が共有されたほか、2022年3月にはコアグループを組成し、リテール投資家の参加、希薄化、伝統的なIPOとの関係に関して検討を深めることされている。

第6節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のG20 ピッツバーグ・サミットでは、以下の分野における改革に合意した。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

2011年のG20 カンヌ・サミットにおいては、BCBSとIOSCOに対して、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を策定することを求めた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等が進められてきた。

また、上述の原則策定を進める一方、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、CCPのシステミックな重要性に鑑み、2015年4月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出した。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきた。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）は、G20 ロンドンサミットでの議論を踏まえ、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準を包括的に見直し、2012年4月に、「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について議論を継続している。

（1）政策常設グループ（PSG）

PSGは、FMIに対する規制のあり方について議論するグループである。近年では主にCCPの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2021年10月に市中協議報告書「ステーブルコインに対する『金融市場インフラのための原則』の適用」、2021年11月に市中協議文書「顧客清算に関するディスカッション・ペーパー：アクセスおよびポータビリティ」をそれぞれ公表した。また、参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）への対応についての分析作業などを行っている。

（2）実施モニタリング・グループ（IMSG）

IMSGは、FSB、CPMI又はIOSCOのメンバーである28法域にお

けるFMI原則の実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループである。2021年7月、『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（金融市場インフラの業務継続計画）における評価報告書を公表した。

(3) サイバーレジリエンス作業部会（WGCR）

WGCRは、FMI原則を補完するものとして、サイバーレジリエンスに関するガイダンスを策定するために設置されたグループである。2016年6月の「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」公表以降は、そのフォローアップとして、ガイダンス実施の進捗状況に関するサーベイや業界が策定する報告書の支援に取り組んでいる。

2. BCBS-IOSCO証拠金規制作業部会（WGMR）

WGMRは、CCPで清算されない店頭デリバティブ取引について、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、規制の在り方を検討している。2013年9月に公表した最終報告書（2015年3月、2019年7月、2020年4月に改訂）に基づき、マージン規制の着実な実施に向けて議論を継続している。

第7節 保険監督者国際機構（IAIS）

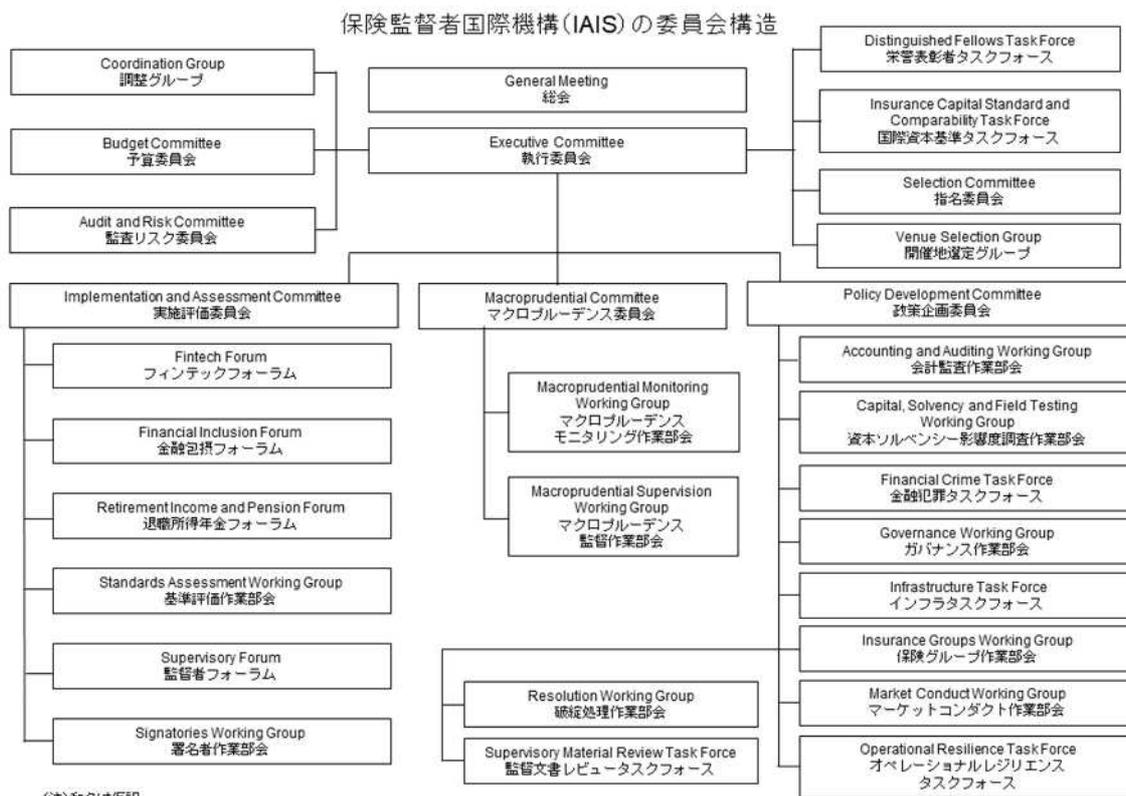
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。なお、2023年年次総会は東京にて開催予定である。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、有泉国際総括官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤー前会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定などを担当している。

4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システムミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びComFrameの策定や、保険セクターにおけるシステムミック・リスクのための包括的枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当している。

5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

Ⅲ 主な議論

1. 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりComFrameの開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICPにComFrameを統合したうえで、2019年11月の年次総会でComFrame及び改定されたICPを採択した。

（※）IAIGsを選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が10%以上であることを前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGsの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

2. IAIGsに適用される国際資本基準（ICS：Insurance Capital Standard）の検討

IAISは、2013年よりIAIGsに適用されるICSの開発に着手し、2017年7月に拡大フィールドテストのための国際資本基準（ICS Version 1.0）を公表し、2018年7月にICS Version 2.0に関する市中協議文書を公表したうえで、2019年11月にモニタリング期間のためのICS Version 2.0に合意した。ICS Version 2.0は、2020年から2024年までの5年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

また、IAISは、2024年までに、米国等の開発する合算手法のICSとの比較可能性を評価することとしている。IAISは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を2020年11月に公表したのち、2021年5月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。2022年6月には比較可能性に関するハイレベル原則を具体化した比較可能性基準の市中協議案を公表した。

3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会（FSB）は、2013年より2016年まで毎年、IAISの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法に基づき、G-SIIsのリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、IAISは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017年12月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018年11月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019年11月の年次総会で同枠組みを最終化した。同枠組みの下、IAISは保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング（グローバルモニタリング活動：GME）、及び同枠組みに関連したICP・ComFrameの各法域における実施状況の評価を行い、その結果を

FSBに報告することとしている。FSBは、上記のIAISからの報告を踏まえ、2022年11月に、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定を再開するか廃止するかを判断する予定である。

4. サステナブルファイナンス

IAISは、2017年より、持続可能な保険フォーラム（SIF）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行ってきた。2018年7月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020年2月には、「TCFD提言実施に関するイシューペーパー」を公表。また、2021年5月には、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて、「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。2021年3月には、SIFとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始し、同年11月にはSIFが「国際的な保険セクターにおける自然関連リスクに関するスコーピングペーパー」を公表している。また、IAIS独自の取組みとして、2020年―2024年作業計画において戦略的テーマの一つとして気候関連リスクへの対応を掲げ、2021年9月に気候関連リスク・ステアリンググループ（CRSG）を設立した。同年11月に「気候変動への対応を強化するための保険監督者国際機構（IAIS）の取組み」と題するプレス・リリースを公表している。

参考：アジア保険監督者フォーラム（AFIR：Asian Forum of Insurance Regulators）

AFIRは、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。金融庁は、AFIRの発足以来参画している。2021事務年度は、2021年9月の年次総会（オンライン会合）に飛弾国際政策管理官（当時）が参加した。

第8節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に2022年6月現在37か国・2地域機関である。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

FATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。なお、2022年6月の全体会合において、羽瀨国際政策管理官が、PDG共同議長に就任した（任期2022年6月～2024年6月）。金融庁のFATFの常設作業部会共同議長への就任は、FATF創設以来、初である。

- ① PDG (Policy Development Group)：政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG (Evaluation and Compliance Group)：相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG (International Cooperation and Review Group)：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG (Risk, Trends and Methods Group)：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG (Global Network Coordination Group)：FATF型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネロン等対策の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019年10月から11月にかけて、FATF審査団が、金融庁を含む関係省庁及び金融機関等に対してオンサイト審査を実施した。審査結果を記した対日審査報告書については、当初、2020年6月のFATF全体会合で採択予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手続凍結を経て、2021年6月会合で採択され、8月に公表された。

今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に^(※)優先的に取り組むべきとされている。第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、2021年8月、政府は今後3年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表した。さらに、2022年5月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

(※) 具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の4項目に優先的に取り組む。

II 主な議論

1. 暗号資産に関する議論

2019年6月、暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、業界との対話及び基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリング等のために、FATF政策企画部会（PDG）傘下にコンタクト・グループが設立された。以降、羽瀧国際政策管理官が同グループ共同議長を務めている¹。

2021年10月、同グループは、FATF基準の実施に関して各国及び関係業界に更なるガイダンスを提供するものとして、①FATF基準における暗号資産、暗号資産交換業者の定義の明確化、②いわゆるステーブルコインに対するFATF基準の適用、③仲介業者を利用せず、個人間で行われる取引（P2P取引）のリスク及びリスク低減策、④暗号資産交換業者の登録・免許、⑤暗号資産移転に

¹ 2019年8月から2022年9月まで羽瀧国際政策管理官が共同議長を務めたが、PDG共同議長への就任に伴い、2022年10月から牛田国際資金洗浄対策調整官が議長に就任している。

おける通知義務（いわゆるトラベルルール）の履行、⑥情報共有と監督上の国際協力に関する原則、を主要改訂項目とする「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」を改訂・公表した（金融庁がプロジェクト・リード）。また、改訂ガイダンス公表後には、関係省庁、業界団体、庁内関係部署への説明に加え、F A T F型地域体での研修や暗号資産に関する国際的イベント等において、コンタクト・グループ共同議長として、F A T Fを代表して登壇し、F A T Fの考え方について周知する取組を実施した。

2022年6月には、2021年7月公表の「暗号資産・暗号資産交換業者に関するF A T F基準についての2回目の12ヵ月レビュー報告書」等でのコミットメントに基づき、①暗号資産にかかるF A T F基準（勧告15）の各国実施状況、②各国のトラベルルール実施の進捗状況・課題整理、③D e F i、N F T等を含む暗号資産市場のリスク動向等を主な内容とする報告書を取り纏め、公表した。

暗号資産関連の作業については、2022年4月に公表されたF A T F大臣宣言の中でも、今後2年間のF A T Fの優先事項の1つと明記されており、引き続き、コンタクト・グループにおいて、①トラベルルールを含むF A T F基準のグローバルな実施促進、②暗号資産市場のリスク動向モニタリング（D e F i、N F T、unhosted wallet等）に取り組むこととしている。

2. その他の議論

F A T Fでは、マネー・ローンダリング（A M L）、テロ資金供与対策（C F T）及び拡散金融対策（C P F）分野のデジタル・トランスフォーメーションが優先課題の1つとなっている。2021事務年度は、2021年6月に採択した民間セクターにおけるA Iやビックデータの活用促進に向けたデータプーリング・共同分析とデータプライバシー・保護にかかる報告書について、A M L／C F T／C P Fと個人情報保護法制との調和の観点から、フォローアップ作業を実施した。その成果物として、2022年7月に、各国A M L／C F T／C P F態勢の効果に最も影響を与え得る「疑わしい行動の検知を目的とする情報共有」について、共通課題や個人情報保護規制と両立するための手法等に焦点を当てた報告書を公表した。

また、クロスボーダー送金にかかる課題（高コスト、スピード不足、透明性の欠如）について、G20での問題意識を受け、現在、F S B（金融安定理事会）を中心に、課題改善に向けた19の構成要素（Building Blocks（B B））に沿って、国際機関の協調の下、作業が進められている。このうち、B B5「A M L／C F T規制の調和」について、F A T Fが主担当となって検討を進めており、2021年10月にクロスボーダー送金の課題を生じさせているA M L／C F T要因につき報告書を作成・公表した。

第9節 その他の会議体等

I サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017年12月に設立された。130以上の当局や国際機関が参加（2022年4月現在）しており、金融庁は2018年6月に加盟、2020年11月からは運営委員会メンバーとして活動している。

気候関連リスク等に関するマイクロ及びマクロプルーデンス、グリーンファイナンス促進、データギャップといったテーマ別の作業部会において分析を進め、2021年10月に「各国当局及び中銀による気候シナリオ分析の実施に係るプログレスレポート」や「監督当局者向け手引書に係るプログレスレポート」、2022年5月に「グリーン及びトランジション・ファイナンスに係る市場の透明性の向上」に関する技術文書や「気候関連リスクによるリスク差異の把握」に関する報告書を公表した。また、2021年11月に開催したCOP26の機会には、パリ協定の目的に沿った世界的な気候変動対応に貢献する意思を表明する「NGFSグラスゴー宣言」を公表している。

さらに、2021年来、気候変動以外のサステナビリティ課題に関する取組みも進めており、2022年3月に発表した「自然関連金融リスクに係る声明」において、生物多様性損失を含む自然関連金融リスクについてNGFS横断的に取り組むと宣言した。

2022年5月、NGFSは、2022年以降の作業計画を公表した。当該作業計画において、新たに自然関連金融リスクやキャパシティビルディングに関するタスクフォースを立ち上げたほか、従来の作業部会を、監督、シナリオデザインと分析、金融政策、中央銀行のネットゼロ、の4つへ改組している。

2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF（International Platform on Sustainable Finance）は、2019年10月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。12か国・地域の当局及びオブザーバーである12の国際機関が参加（2022年6月末現在）しており、金融庁は2020年11月にメンバーとなった。

IPSFは、タクソミー、開示、金融商品・ラベル等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組みに関する情報交換等を行うことを目的としている。池田CSFOが、加盟時より、開示に関するワーキンググループの共同議長を務め、COP26期間中（2021年11月）に、各国・地域のESG開示の慣行をまとめた「ESG開示に関する報告書」を公表した。また、2022年2月からは、トランジションファイナンスに関する作業部会の共同議長を務め、

トランジションファイナンスを促進するための既存のアプローチの収集や原則の策定作業を進めている。

3. 国際会計基準（IFRS）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、2020年9月、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体として国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設置する旨の市中協議文書を公表した。さらに、2021年4月、ISSBのメンバー構成等を含めた定款改正案の市中協議文書を公表した。これに対し、当庁及び公益財団法人財務会計基準機構（FAF）が事務局を務めるIFRS対応方針協議会名で同年7月にコメントレターを提出した。

ISSBの基準策定に日本として積極的に参画していく観点から、同年8月、IFRS対応方針協議会名でIFRS財団に書簡を送付し、ISSBにおける基準策定への人材面・資金面での貢献を表明すると共に、東京に既にあるIFRS財団アジア・オセアニアオフィスをサステナビリティ報告においても活用するよう提案した。

同年11月のCOP26において、IFRS財団はISSBの設立、及びISSB基準のプロトタイプ（全般的な要求事項及び気候関連開示）を公表した。プレスリリースにおいて、アジア・オセアニア地域の拠点は日本と北京で議論を継続中とされたところ、東京への拠点設置をさらに強く働きかけるため、同年11月に金融担当大臣からIFRS財団に書簡を送付した。さらに、政府からも令和3年度補正予算において約1.1億円の予算を計上し、ISSBの設立及び運営に係る費用として、IFRS財団に対して資金を拠出した。これらの取組みの結果、アジア・オセアニアオフィスの東京への設置継続が決定した。

こうした中、国内において国際的な意見発信や国内の開示項目を検討するための体制を構築するため、同年12月、FAFにおいて、ISSBによる基準策定への意見発信等を担う組織として、新たに「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設立する旨を公表した。そして、2022年1月から、SSBJ設立準備委員会が発足した。

2022年3月、ISSBは、気候関連開示及び全般的な開示要求事項の基準に関する公開草案を公表し、市中協議を実施した。公開草案に対する意見発信については、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）設立準備委員会が中心となって議論を行った。当該委員会は、これまで10回開催され、当庁はオブザーバーとして参加した。

2022年4月、ISSBは、ISSB基準の公開草案について主要国との対話を行うための作業グループ（ISSB Jurisdictional Working Group）の設置を公表した。同年5月に第1回が開催され、日本からは当庁及びSSBJ設立準備委員会がメンバーとして参加した。

II 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田真人氏（財務省財務官）が務めている。

（2）主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなる本原則の改訂作業が行われた。作業結果は2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

2015年改訂の主な内容は以下のとおりである。

- ①機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ②金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

また、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、改訂原則の普及・実施のため、2017年3月に改訂・公表された。

OECDは、2021年6月30日にローマにて開催された事務総長主催のイベントにて、コロナ禍が資本市場等にもたらした影響を分析した報告書を公表するとともに、コロナ禍で生じた経済社会・資本市場の変化に企業が対応し、資本市場を活用した長期的価値の最大化の達成を支援することを目指し、同委員会がG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の見直し作業に着手することを公表した。

同年7月のG20ローマ・サミットにおいて公表された首脳宣言では、この分野における唯一のグローバル・スタンダードである「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しへの期待が表明された。

これを受けて、OECDコーポレートガバナンス委員会は、原則の見直しに向けた作業を開始している。

2. 保険・私的年金委員会（IPPC、Insurance and Private Pensions Committee）

（1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

（2）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブル・ファイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京、第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催された。第5回会合（2020年9月）及び第6回会合（2021年6月）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ウェブ形式で開催された。

Ⅲ 国際通貨基金（IMF）

1. IMF対日4条協議

IMF 4条協議とは、IMF協定第4条に基づき、原則年に1回、IMFが、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

対日協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により2019年度以降中断していたが、2021年より再開している。

2022年の金融庁との協議では、主に地域金融機関をはじめとする金融セクターの安定性、サステナブルファイナンス、コーポレートガバナンスについて意見交換が行われた。協議の結果は、2022年4月7日に公表された。

IV 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）²

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など26カ国のメンバーのほか、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟している。議長は、Maria Lucia Leitao氏（葡中央銀行 銀行行為監督局長）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetは、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

FinCoNetの全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNetのメンバー当局のうち、金融庁を含む10当局（2022年6月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った6つの常設委員会を設置し、FinCoNetにおける実質的な作業を行っている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、金融庁はSC4、SC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	葡（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	2019年4月より、「貸出適切性評価（creditworthiness）」をテーマとし、不動産担保ローンを含めた消費者金融を対象とした代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について取りまとめた最終報告書を2021年8月に公表した。

² 2022年6月現在、ロシアはFinCoNetへの参加が一時停止されている。

第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	伊（議長）、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル取引が増加していることを背景に2021年7月より、デジタル決済に関する監督上の課題について調査・議論している。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	加（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。マーケットコンダクトの監督を行う当局向けのSupTechツールについて取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。 2021年6月より、新型コロナウイルス感染症発生下におけるリモートワークが監督者の内部プロセスに与えた影響や課題、SupTechツールの効果等について調査・議論している。
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	加（議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。現在は活動を停止している。
第6常設委員会（SC6） 顧客本位の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、仏	金融機関に対して、顧客本位な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について取りまとめた最終報告書を2021年6月に公表した。 2022年2月より、住宅ローン販売におけるインセンティブと消費者の成果への影響、および監督上の課題について調査・議論している。

V 規制監視委員会（ROC）

1. 沿革

取引主体識別子（LEI:Legal Entity Identifier）とは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

ROC (Regulatory Oversight Committee) は、LEIのガバナンスを行う為、2013年1月に発足した規制監視委員会である。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団（GLEIF）が設立された（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）。

なお、ROCは、2020年10月以降、情報蓄積機関（TR-Trade Repository）へ報告される店頭デリバティブ取引の国際的な集約を可能とする為に導入された、固有取引識別子（UTI:Unique Transaction Identifier）・固有商品識別子（U

PI:Unique Product Identifier) とその他重要データ項目 (CDE:Critical Data Elements) のガバナンスをGUUGより移管され、LEIを含む上述の識別子全体のガバナンスを担っている。

2. 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合の下に、①欧州、②北米(メキシコ及びカリブを含む)、③アジア、④中央及び南アメリカ・アフリカ・オセアニア・中東の4地域からの代表(各5名)と国際機関等から構成される執行委員会(ExCo:Executive Committee)が設置されている(金融庁もメンバー)。また、ExCoの下に、LEIの技術的な議論を行う評価基準委員会であるCES(Committee on Evaluation and Standards)とUTI・UPI・CDEの技術的な議論を行う評価基準委員会CDIDE(Committee on Derivative Identifiers and Data Elements)が設置されている。2022年1月より山下国際政策管理官がCESの議長を務めている。各評価基準委員会は、ROCの定めるハイレベル原則に基づき、既存の基準やプロトコルの十分性を評価し、必要に応じて見直しを行い、新しい基準やプロトコルの策定をExCoに提案している。

3. 主な議論

(1) LEIの技術的な議論

CESは、LEIの利用拡大の検討や付番されたLEIのデータ品質、LEI参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、GLEIFと連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特にLEIが持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

(2) UTI・UPI・CDEの技術的な議論

CDIDEは、CPMI-IOSCOより公表されたUTI・UPI・CDEの技術ガイダンスについて、実務面から、技術ガイダンスの解釈の透明性や、必要とされる情報の再検討等を行っている。CDEについては、2021年9月に、技術ガイダンスの改訂版を公表している。UPIについては、付番機関として選定されたDSB(Derivatives Service Bureau)と共に、UPIの設定に必要な情報及びガバナンスの策定について議論を行っている。

VI 金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI)

1. 沿革

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。その後、同グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI:Global Partnership for Financial Inclusion)が発足。2020年に付託事項(TOR)及び金融包摂のための行動計画(FIAP:Financial Inclusion Action Plan)が改訂され(FIAPは3年毎

に改訂)、2021年～2023年の3年間における優先課題としてデジタル金融包摂と中小企業金融が掲げられた。

2. 主な議論

2021年、G P F Iは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び金融サービスのデジタル化によってもたらされた新たな課題や変化に対する各国の施策を踏まえた、デジタル金融包摂と利用者保護に焦点を当てた政策提案 (Menu of Policy Options) を作成した。2022年も、F I A Pの優先課題に沿った議論を実施している。